

基幹型地域包括支援センターのあり方検討について

1 基幹型地域包括支援センターのあり方検討に至る経緯

● 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第3～5期 H18(2006)年度～H26(2014)年度

日常生活圏域	地域包括支援センター
全市域（1か所）	1か所（社会福祉協議会） ※介護支援センター（9か所）＝高齢者の総合相談窓口

◎ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた圏域設定の必要性

地域包括ケアの推進

● 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第6～7期 H27(2015)年度～R2(2020)年度

日常生活圏域	地域包括支援センター	基幹型地域包括支援センター（社協）
9か所	9か所 （介護支援センターを地域型に位置付け）	・地域型の人材育成等の後方支援 ・地域型業務の総合調整 ・センター間の役割分担と連携強化

◎ 一定の役割を達成：実務の引継ぎ、人材育成等の後方支援

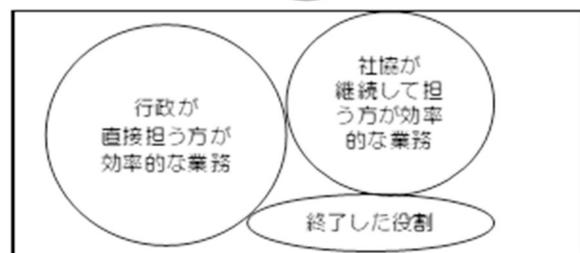
◎ 新たな課題の出現：制度の狭間の支援、複雑化する高齢者問題

共生福祉社会の実現

● 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第8期 R3(2021)年度～R5(2023)年度

◎ 基幹型地域包括支援センターの役割の見直し・再構築の期間

日常生活圏域	地域包括支援センター	基幹型地域包括支援センター（社協）	+	新たな課題
9か所	9か所	・地域型の人材育成等の後方支援 ・地域型業務の総合調整 ・センター間の役割分担と連携強化		



【「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)」第2部第1章 P21 抜粋】

① 基幹型地域包括支援センターにおける今後の課題と対応策

（地域型）地域包括支援センターへの「実務の引継ぎ」、「人材育成等の後方支援等」については一定の役割は達成しているものの、制度の狭間の支援や複雑化する高齢者問題に対応するために、第8期計画の3年間で、基幹型地域包括支援センター（伊丹市社会福祉協議会）が担ってきた役割や行政を含めた各機関の位置づけについて整理を行い、「行政が直接担うことが効率的なもの」、「引き続き伊丹市社会福祉協議会が担うことが効率的なもの」を分析した上で、基幹型地域包括支援センターの終了を前提として、役割等の見直しを行う。